平成２９年（フ）第９３３号
札幌市東区北40条東14丁目４番12号　クルーズハウス栄町103号
債務者　茜谷　　登
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５０号
札幌市中央区南１条西22丁目２番23―602号
債務者　山下　晃代
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５５号
札幌市中央区南１条東６丁目１番地10　レジディア南１条イースト906号
債務者　菊地　陽斗
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９６３号
札幌市東区東苗穂４条１丁目７番６号　ＫＯＨＲＩ41―203号
債務者　森　　義明
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９４号
札幌市西区八軒９条西１丁目４番15号
債務者　小野　　浩（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２号
釧路市川北町９番124号　ＫＳアパート124号室、申立時の住所釧路市文苑４丁目29番６号
債務者　渡邊　明博
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１１２号
釧路市桜ケ岡６丁目42番13号
債務者　植田　和恵
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１１８号
釧路市富士見１丁目４番12号
債務者　梅田はるみ
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３７号
茨城県鹿嶋市大字林561番地20
債務者　橋本さゆり
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第６３号
群馬県前橋市青柳町320番地７
債務者　齊藤　正寛
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０２号
群馬県高崎市緑町４丁目７番地４　ＭＳグラティア206号
債務者　髙橋　正義
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１３５号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居1495番地５　レジデンス寄居105
債務者　鳥羽　美奈（旧姓最上）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１８３号
静岡県田方郡函南町大土肥175番地の１　グランドール高城Ｃ201
債務者　田中　　創
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
静岡県三島市加茂川町２番８号　タウンリバティⅡ202
債務者　松岡　由文
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２７３号
京都市南区上鳥羽北島田町58番地８、前住所京都市南区上鳥羽堀子町82番地
債務者　村田　富子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
奈良市四条大路１丁目10番31号　ハイツ大宮102号坪内方
債務者　村田　秀明
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４６７号
京都市南区東九条石田町21番地　カサドラーダ九条烏丸204
債務者　伊藤　新輔
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係